

国会議員の定数削減を早期に実現するよう求める意見書

今日の政治改革、行財政改革、機構改革、規制改革等の取り組みは、政治・社会の変革に伴い取り組むべき必須の課題である。

特に先の国会で三党合意された身を切る改革は、議員自ら率先すべき改革であり、国民との約束である。

全国の地方自治体においては、平成の大合併により行政のスリム化を図り、地方議員自らも定数の削減に努めてきたところであり、郡上市においても、平成16年合併前の議員定数90名から、現在では18名までに削減する議会改革を実施してきたところである。

よって、国においても総理大臣が施政方針で述べたように、下記の事項について早期に実施されるよう強く要望する。

記

1. 議員定数を削減すること
2. 選挙制度の改革に取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月26日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官